

通学の付き添い事業 を試行的に 実施します

対象
中央区在住の
障がい児
(他に要件有)

通学支援事業の
市公式ホームページ

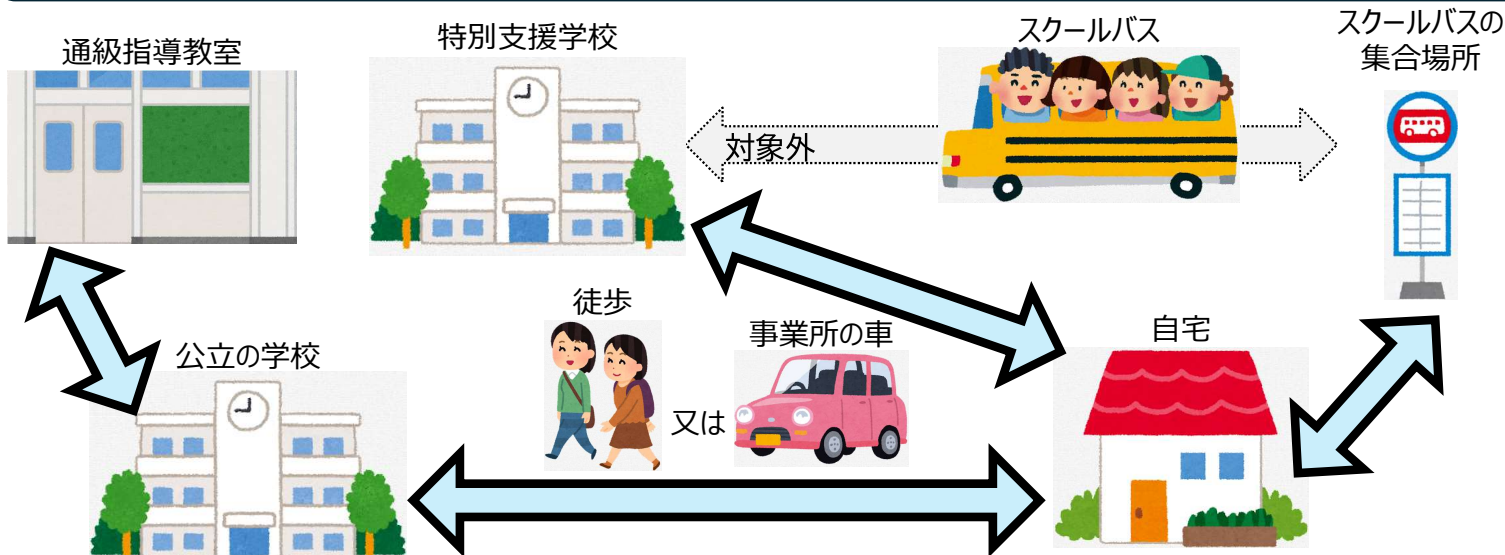


(市公式ホームページで
「1032887」を検索)

障がいのあるお子様の
通学の付き添いについて
悩みはありませんか？

- 学校への送迎時間が
通勤・就労時間と重複
- **就労したいけど、**
学校への送迎との折り合いが心配 など

移動に大きな困難がある障がい児の登下校をガイドヘルパーが付き添う
事業（通学支援事業）を令和7年7月から中央区で試行的に実施します。



事業の概要

対象者

中央区在住の障がい児
(視覚障がい、全身性障がい、知的障がい(A1・A2)又は精神障がい(1級))
※特別支援学級への在籍、通級指導教室への通室等は問いません。
※保護者が就労等のために送迎できない場合に限りです。
※医療的ケアが必要な障がい児は、安全上の配慮から利用できません。

利用方法

利用に当たっては、まず中央高齢・障害者相談課で通学支援の支給決定を受け、
その後登録通学支援事業者と利用に係る契約を取り交わします。
相模原市 中央高齢・障害者相談課 (ウェルネスさがみはらA館1階)
電話 769-9266(身体・知的福祉班) 769-9806(精神保健福祉班)
FAX 755-4888 ※令和7年6月2日から受付

対象となる送迎

上記図のとおり ※幼稚園、保育園、大学、児童クラブ及び放課後デイサービス等への送迎は対象外

費用負担

自己負担1割(負担軽減あり) 例: 身体介護が必要な場合、30分までが275円です。
※別途、交通費等が必要となる場合があります。

注意事項

利用を希望する日時や、事業所の空き状況によっては、御希望に添えない場合があります。

問い合わせ先

相模原市 高齢・障害者支援課 (ウェルネスさがみはらB館3階)
電話 769-8355 FAX 769-5708